

ごみ集積所を新たに設置する場合は事前協議が必要です

(集合住宅(アパートなど)建設の場合)

【建設業者等】(書類等の準備)

1. 建設を計画している建設業者等が、設計段階で玉名市環境整備課に事前協議手続きを行います。 ※原則として、集合住宅敷地内に設置すること。

(確認に必要なもの)

- ・名刺(会社名および連絡先がわかるもの)
- ・建設予定地の周辺図
- ・集合住宅平面図、配置図 ※ごみ箱の設置場所、入居世帯数、道路の幅員などがわかるもの



【市環境整備課】(事前協議)

2. ①事前協議時に内容等の確認及び助言を行います。
②後日、収集ルート、収集車が進入可能かどうか、安全上支障がないか、収集作業に支障がないか等、収集業者と協議し、設置予定場所の可否について判断します。



【建設業者等】(建設業者等へ可否を回答)

3. ①市から設置予定場所について可能と回答があった場合
- ・市環境整備課から「**ごみ収集場所の新設の届出書**」を受け取ります。
 - ・設置予定地区の区長へ資料(1.の確認に必要なもの)を持参し、説明を行い了承を得てもらいます。
 - ・了承を得た後、「ごみ収集場所の新設の届出書」と一緒に資料も区長に渡して、区長又は業者から市へ提出してもらいます。

※入居開始日より収集を開始するため、入居の1か月前までに区長へ提出してもらうよう依頼すること。提出から収集希望日までの期間が短い場合、希望に添えない場合があります。



【市環境整備課】(市へ届出書提出)

4. 収集委託業者に連絡し、収集開始日から収集を行います。